

「新型コロナウイルス関連情報及び安全情報」
(その36: 非常事態宣言の継続及び年末に向けた安全対策)

【ポイント】

- 東ティモール国内での新型コロナウイルスの感染者数は、12月2日(水)に新たな感染者1人が発表され、現在の国内の累計感染者数は31人となっています。
- 東ティモール政府は、東ティモール国内での新型コロナウイルスの拡大防止の必要な措置を引き続き執るためとして、非常事態宣言の継続を発動しました。継続の期間は、12月4日(金)0時00分から明年1月2日(土)23時59分までの30日間です。
- 年末に向け、安全対策に留意してください。

(本文)

1 新型コロナウイルス感染状況

東ティモール国内での新型コロナウイルスの感染者数は、12月2日(水)に新たな感染者1人が発表され、現在の国内の累計感染者数は31人となっています。当該新規感染者は現在隔離施設で治療中です。

当該感染者は第三国から入国した外国人であり、現在までのところ、東ティモールで確認された感染者31人全てが輸入例であり、市中感染は確認されていません。

○ 在東ティモール日本国大使館ホームページ

<http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

○ 東ティモール保健省フェイスブック

<https://web.facebook.com/MinisteriodaSaudeTL/>

2 非常事態宣言の継続

(1) 東ティモール政府は、東ティモール国内での新型コロナウイルスの拡大防止の必要な措置を引き続き執るためとして、非常事態宣言の継続を発動しました。継続の期間は、12月4日(金)0時00分から明年1月2日(土)23時59分までの30日間です。

(2) 非常事態宣言の継続に伴い、後を絶たない不法入国者に対する国境管理の強化、外国人の入国制限、入国者全てに対する健康管理及び隔離措置は引き続き行われます。

また、国内に居住する者に対し、37.5度以上の体温、咳、喉の痛み、呼吸困難や息切れ等の症状がある者のバス、船、または航空機での移動の禁止や、社会活

動上、感染防止のためのマスクの着用、こまめな手洗い、少なくとも1.5mの他人との距離を確保する等、引き続き求められます。

(3) 在留邦人の皆様におかれては、引き続き新型コロナウイルスの感染防止に努めてください。

3 年末に向けた安全対策

(1) 年末に向け、人々が集まる集会の機会も増え、特にクリスマスシーズンに若者が飲酒や花火(爆竹)等で騒ぎを起こす蓋然性が高まる点には注意が必要です。在留邦人の皆様におかれては、若者関連の騒ぎに巻き込まれないよう不要不急の夜間の外出を控える等留意してください。

(2) 年末に向け、東ティモール国家警察(PNTL)による交通違反の取締りや検問が増えることも予想されますので、車を運転される方は、運転免許証の有効期間や車両登録証や車検証等、車に備えるべく書類の確認等をお勧めします。また、交通量の増加に伴う交通事故にも十分に注意してください。

(3) 12月18日(金)は、東ティモールの全国共通学力考査結果の発表が予定されています。過去には、結果発表日に中高生が大挙して幹線道路を二輪車(バイク)で連ねて走行し、大渋滞となるほか、行き交う人や車両に無差別に着色スプレーを吹き付けたりするなど、社会的な混乱を招く社会現象が発生しています。

昨年は、ディリ警察本部が事前の警戒と当日の警備を強化したことから、同混乱は発生しておらず、本年も昨年に続いて、ディリ県警は、試験結果の発表後に学生がパレードすることを許可しない等、事前に昨年同様の対応振りを予定しているとのことです。中には、学生服を着た学生が路上でヘルメットを着用せずにバイクで走行したり、アルコールの飲酒や、他人を挑発したりする行為等、些細なことから若者同士の暴力事件に発展なることも排除されません。「鬱屈した若者のエネルギー」が開放する時期とも言えますので、マナーを守らない若者のバイクの走行は、交通事故を誘因するのみならず、不要なトラブルに巻き込まれないためにも、若者の集団には近づかないようにしてください。

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(PC版・スマートフォン版)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

○厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルス感染症について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

(厚労省のヘルプデスク連絡先)

- ・外国からかける場合: +81-3-3595-2176(日本語, 英語対応可)
- ・対応時間: 日本時間の9:00~21:00(土日含む)

○渡航先における情報を迅速に入手するためにも、「たびレジ」が大変便利です。第三国へ渡航の際は、下記のリンクから訪問先の「たびレジ」に是非登録をお願いします。(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

【問い合わせ先】

在東ティモール日本国大使館領事・警備班

住所: Avenida de Portugal, Pantai Kelapa, Dili, Timor-leste

電話: (国番号 670) 332-3131~2 緊急電話: 7723-1127

ホームページ: <http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

メール: ryoji.timor-leste@di.mofa.go.jp

(了)